

別表1

第3条第1号に係る市民バス利用料

利用料の区分	利 用 料
普通利用料	乗車1回につき高校生以上 200円（定額）
回数券利用料	普通乗車券10枚分の利用料で11枚綴
通勤定期 利 用 料	1 1ヶ月利用料 普通利用料の発売額に46を乗じて得た額の50%に相当する額 2 3ヶ月利用料 1号の額に3倍した額の95%に相当する額 3 6ヶ月利用料 1号の額に6倍した額の90%に相当する額
通学定期 利 用 料	1 1ヶ月利用料 普通利用料の発売額に46を乗じて得た額の30%に相当する額 2 3ヶ月利用料 1号の額に3倍した額の95%に相当する額 3 6ヶ月利用料 1号の額に6倍した額の90%に相当する額
備考 1 幼児（未就学児をいう。）が乗車するときは、大人（中学生以上の者をいう。）が 随伴するものとし、幼児の利用料は無料とする。 2 小学生及び中学生の利用料は無料とする。 3 障害者が手帳を提示した場合は、当該障害者及び介助者の利用料は無料とする。	